

浦添市わがまち特例一覧【R6.4.1現在】

対象項目			根拠法令		対象資産	特例割合	取得時期等	適用期間
			地方税法	浦添市市税条例				
家庭的保育事業の用に直接供する資産			第349条の3第27項	第61条の2第1項	家屋・償却資産	1/3		期限なし
居宅訪問型保育事業の用に直接供する資産			第349条の3第28項	第61条の2第2項	家屋・償却資産	1/3		期限なし
事業所内保育事業（利用定員5人以下）の用に直接供する資産			第349条の3第29項	第61条の2第3項	家屋・償却資産	1/3		期限なし
公害防止用設備	汚水又は廃液処理施設		附則第15条第2項第1号	附則第6条の2第1項	償却資産	1/2	R4.4.1～R8.3.31	期限なし
	下水道除害施設		附則第15条第2項第5号	附則第6条の2第2項	償却資産	4/5	R4.4.1～R8.3.31	期限なし
津波防災地域づくりに関する法律に規定する推進計画に基づき取得された津波対策に資する港湾施設等			附則第15条第21項	附則第6条の2第3項	償却資産	1/2	H30.4.1～R10.3.31	4年間
津波防災地域づくりに関する法律に規定する津波避難施設	指定避難施設		附則第15条第22項第1号	附則第6条の2第4項	家屋	2/3	H30.4.1～R9.3.31 （※指定時期）	5年間
	協定避難施設		附則第15条第22項第2号・第3号	附則第6条の2第5項・第6項	家屋	1/2	H30.4.1～R9.3.31 （※協定締結時期）	5年間
津波防災地域づくりに関する法律に規定する津波避難施設に附属する避難の用に供する償却資産	指定避難用償却資産		附則第15条第23項第1号	附則第6条の2第7項	償却資産	2/3	指定日以後～	5年間
	協定避難用償却資産		附則第15条第23項第2号	附則第6条の2第8項	償却資産	1/2	協定締結日以後～	5年間
電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に規定する認定発電設備	太陽光発電設備	（※1） 1,000kw以上	附則第15条第25項第3号イ	附則第6条の2第14項	償却資産	3/4	R2.4.1～R6.3.31	3年間
		1,000kw未満	附則第15条第25項第1号イ	附則第6条の2第9項	償却資産	2/3	R2.4.1～R6.3.31 R6.4.1～R8.3.32	3年間
	風力発電設備	20kw以上	附則第15条第25項第1号ロ	附則第6条の2第10項	償却資産	2/3	R2.4.1～R8.3.31	3年間
		20kw未満	附則第15条第25項第3号ロ	附則第6条の2第15項	償却資産	3/4	R2.4.1～R8.3.31	3年間
	水力発電設備	5,000kw以上	附則第15条第25項第3号ハ	附則第6条の2第16項	償却資産	3/4	R2.4.1～R8.3.31	3年間
		5,000kw未満	附則第15条第25項第4号イ	附則第6条の2第17項	償却資産	1/2	R2.4.1～R8.3.31	3年間
	地熱発電設備	1,000kw以上	附則第15条第25項第4号ロ	附則第6条の2第18項	償却資産	1/2	R2.4.1～R8.3.31	3年間
		1,000kw未満	附則第15条第25項第1号ハ	附則第6条の2第11項	償却資産	2/3	R2.4.1～R8.3.31	3年間
	バイオマス発電設備	10,000kw以上 20,000kw未満	附則第15条第25項第1号ニ	附則第6条の2第12項	償却資産	2/3	R2.4.1～R8.3.31	3年間
		10,000kw以上 20,000kw未満の内、 木質・農作物残さ 区分に該当するもの	附則第15条第25項第2号	附則第6条の2第13項	償却資産	6/7	R6.4.1～R8.3.31	3年間
		10,000kw未満	附則第15条第25項第4号ハ	附則第6条の2第19項	償却資産	1/2	R2.4.1～R8.3.31	3年間
緑地保全・緑化推進法人が設置・管理する一定の市民緑地の用に供する土地			附則第15条第32項	附則第6条の2第20項	土地	2/3	H29.6.15～R7.3.31	3年間
認定計画に基づき設置した雨水貯留浸透施設			附則第15条第41項	附則第6条の2第21項	償却資産	1/3	R3.11.1～R9.3.31	期限なし
新築のサービス付き高齢者向け賃貸住宅			附則第15条の8第2項	附則第6条の2第22項	家屋	2/3	H27.4.1～R7.3.31	5年間
長寿命化に資する大規模修繕工事を行ったマンション			附則第15条の9の3第1項	附則第6条の2第23項	家屋	1/3	R5.4.1～R7.3.31	1年間
先端設備等導入計画に基づく先端設備等（生産性向上設備）			旧附則第64条	旧附則第6条の2第23項	事業用家屋・償却資産	0	R3.4.1～R5.3.31	3年間
企業主導型保育事業に供する資産（特定事業所内保育施設）			旧附則第15条第32項	旧附則第6条の2第19項	土地・家屋・償却資産	1/3	H29.4.1～R6.3.31	5年間

※1 太陽光発電設備:固定価格買取認定制度を受けたものは対象外。

R6.4.1以降取得分はペロブスカイト太陽電池を使用した一定の設備(グリーンイノベーション基金による補助金を受け取得した1,000kw未満の設備)に限る。